

# Weekly わかば

平成21年9月16日

第118号 石神井支部機関紙/教宣部

## ☆なぜ、「休日給」が減るのか？

2009年4月から「時短」と称して1日8時間の実務労働時間を1日7時間45分、マイナス15分の「時短」を実施することとなった。

一般事務職は昼休みがそれまで45分間だったのが15分増え60分になり実労働時間は15分減った。(拘束時間は今までと同じ)我々現業職も全く同じで昼休みが45分から1時間になった。(実体にまったく即していない)

そのことにより1時間あたりの時間単価が若干高くなった。その計算の方法は次の通りです。(給与条例に基づく「勤務1時間あたりの給与額の算出方法」が決められている。)

(給与月額+次の1~3の手当ての額)×12(月)

$\frac{38時間45分}{(今までは40時間)} \times 52週 - \frac{7時間45分}{(今までは8時間)} \times X日$  (2009年度は19日)

(今までは40時間)

(今までは8時間)

- 1, 給料月額に対する地域手当の月額(給料月額×16%)
- 2, 住居手当の月額
- 3, 特殊勤務手当の月額→700円×21日分(これは決められている。)

☆休日給の支給額=(勤務1時間あたりの給与額×135%×勤務時間数)

以上の1時間あたりの単価の出し方の計算式が決められており、これに照らすと昨年度までの単価より本年度の単価のほうが若干高くなる。

しかし給与計算はあくまでも「1時間当たり」でしか計算しないため「分単位」の給与計算は出来ない決まりになっている。その事によって30分未満切捨て、30分以上切り上げという方法を行なうことになっている。その為に今回「15分」の時間を切り捨てられてしまった。又、1日の7時間45分を3日分たし算するために23時間15分という労働時間となり、その15分が切り捨てられた事で結果的に23時間となり、今まで3日間で24時間だった労働時間が「時短」によって、23時間になり3日間で「1時間」の時間がなくなりその分の賃金が出ないと言う事になったのである。

しかし大きな疑問として「1日の賃金は今までと同じ」又は「保障」と言っていたのにこれでは今までの「1日の賃金」が保障されていない。これでは全くの「詐欺」に等しいではないか！われわれは1円たりとも今までの賃金が下がってはならないのであって、この事の疑問を当局及び組合上部は同説明してくれるだろうか？

又、このような「時短」であっては絶対にならない。

今月も21日~23日の3連休ですが、また1時間少なく支給されてしまいます。

1日も早くこの問題を解決しなければいけないと思います。